

## 飯田下伊那診療情報連携システム利用にかかる個人情報取扱いガイドライン V1.2

## 1 本ガイドラインの目的

病院、医科・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護関係事業者等は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」などに沿って業務を行う必要がある。

本ガイドラインは、飯田下伊那診療情報連携システム（以下「ism-Link」という。）に参加し、利用する医療・介護関係事業者（以下「システム参加事業者」という。）が、前記のガイドラインによるほか、システムの活用に関して必要なルールを定めることを目的とする。

## 2 システム参加事業者の責務

システム参加事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、医療情報にあつては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿って情報を取扱わなければならない。

システム参加事業者は、ism-Link を使用してより安全で質の高い医療・介護サービスを提供するよう努めなければならない。

システム参加事業者のごく一部であっても、不適切な個人情報の取扱いをすることにより、システム全体の信頼性が揺らぐことになる。機密保持の責任は各システム参加事業者の長にあり、各システム参加事業者等において適切な取扱いがされるよう従業者の教育を行わなければならない。

## 3 同意の取得

ism-Linkを利用し、患者・利用者等の情報をシステム参加事業者間で共有しようとする場合は、必ず、次の手順で行うものとし、本人（家族等）の同意が得られない場合は、ism-Linkを利用した情報連携は行わないものとする。

また、ism-Linkを利用した情報連携に同意後、患者・利用者等から同意を取り消したい旨の意思表示があった場合は、速やかに当該情報連携を中止し、当該システム参加事業者がデータを閲覧出来ないようにする。

## (1) 患者・サービス利用者等への説明

ism-Link事務局が定める所定の同意書書式に基づき、ism-Linkを用いた情報連携の有用性、個人情報の安全確保、ism-Linkの利用開始・中止について説明する。

## (2) 申込書の記載、患者・利用者控の交付

説明者は、申込書に説明日、システム参加事業者名を記載し、患者・利用者等に署名をもらう。

申込書を複写し、撤回書とともに、控えとして、患者・利用者等へ渡す。

※ 本人が未成年又は同意困難な場合は、本人の氏名を記載のうえ、代理人に氏名及び続柄の署名をもらう。

※ 可能であれば、本人への説明・同意の取得と併せて、家族へも説明し、同意を得ておくことが望ましい。

(3) 申込書の保管

申込書及び申込書の写しについては、同意撤回書が提出されるまでの間、それぞれの医療・介護事業者において確実に保管する。

4 個人情報研究に活用される場合の取扱い

ism-Linkを用いて患者・サービス利用者等を多職種関係者間で支援していく中では、多職種連携の好事例、支援における困難事例等、今後の医療・介護の連携推進、質の高い医療・介護の提供等に有効な事例も数多く存在し、蓄積されていく。これらの事例をより広く医療・介護関係者間で共有し、活用しようとする場合は、当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除く個人情報の匿名化を行うこととする。（顔写真については、マスキング、他のイメージイラストへの変更などにより、特定の個人を識別できないよう配慮する。）

なお、これらの処理を行っても症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人（死亡等の理由により本人の同意を得ることが不可能な場合は家族等）の同意を得るものとする。

5 セキュリティ対策

ism-Linkの利用にあたり、システム参加事業者の長は、情報の漏洩、滅失又はき損等を防止するため、人的、技術的セキュリティ対策として、次に示すような対策を講じなければならないものとする。

- (1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新パターンファイルへの更新
- (2) 継続的なセキュリティ情報の入手及び必要な処置の実施
- (3) 正式な手続きによるソフトウェア使用
- (4) 離席時等のログオフ、端末へのダウンロード制限、USB等の外部メディア接続の制限、電子メールの操作等、定期的なセキュリティ教育（年1回程度）の実施
- (5) タブレット等移動可能媒体の適正管理
- (6) 職員が退職した場合の措置（IDの削除、パスワードの無効化等）
- (7) 本ガイドラインのほか、法、基本方針、ガイドライン等従業者への周知徹底